

事務連絡
令和6年12月27日

各地方公共団体
地域再生御担当 各位

内閣府地方創生推進事務局

企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の事前相談及び認定申請受付について（第73回地域再生計画認定申請受付）（通知）

要旨

- 1 「企業版ふるさと納税」を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請を受け付けます。
- 2 事前相談を令和6年12月27日（金）から令和7年1月10日（金）まで受け付けます。
- 3 認定申請を令和7年1月27日（月）から令和7年1月29日（水）まで受け付けます。
- 4 認定は、令和7年3月下旬を予定しています。

平素より、地域再生の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の規定に基づく地域再生計画の認定申請（同法第7条第1項の規定に基づく変更認定申請を含む。以下同じ。）に係る事前相談及び認定申請受付を次のとおり行いますので、通知します。

地域再生計画の認定申請を検討されている地方公共団体におかれましては、認定事務等の円滑かつ適確な実施のため、本事務連絡を御確認の上、対応願います。

なお、第73回認定回（以下「本認定回」という。）においては、企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請の手続きについて、従来の認定回から複数の変更点がございまして、本事務連絡を熟読いただいた上で、認定申請の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

また、企業版ふるさと納税以外の支援措置を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請につきましても、第73回地域再生計画認定分として受け付けますので、こちらにつきましては、「第73回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請

受付について（通知）（令和6年12月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）」を御参照ください。

1 受付を行う地域再生計画

(1) 令和7年度税制改正により、企業版ふるさと納税の適用期限が延長されることに伴い、企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画について、事前相談及び認定申請を受け付けます。

なお、本認定回においては、企業版ふるさと納税の期間延長に伴い、認定地域再生計画における「4 数値目標」のうち「目標値」、「5-2④ 寄附の金額の目安」、「5-2⑥ 事業実施期間」及び「6 計画期間」にのみ変更が生じる場合に限り、変更認定申請として受け付けます。

認定地域再生計画に上記以外の変更が生じる場合、新規認定申請として申請手続きを行っていただく必要がありますので御留意ください。

(2) デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ）と他の支援措置を同一の地域再生計画に併記している場合の取扱い

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ）（以下「デジ田交付金」という。）と他の支援措置を同一の地域再生計画に併記している場合の変更認定申請につきましては、直近認定回で認定された地域再生計画の様式（Wordファイル）を使用していただく必要がありますので御留意ください。

なお、第2世代交付金の創設に伴い、第73回認定回（以下「本認定回」という。）より地域再生計画の様式の変更を行いましたが、従前の地域再生計画の取扱いと同様にデジ田交付金と他の支援措置を同一の地域再生計画に併記することはできません。

2 受付期間等

事前相談期間、認定申請受付期間及び認定時期は、次のとおりです。詳細は、「3 事前相談」及び「4 認定申請」を御確認ください。

[受付期間等]

事前相談期間	令和6年12月27日（金）～令和7年1月10日（金）17時
認定申請受付期間	令和7年1月27日（月）～令和7年1月29日（水）17時
認定時期	令和7年3月下旬

3 事前相談

認定申請に先立ち、次のとおり事前相談を受け付けます。

なお、従前の認定回においては、企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画につきましては、事前相談を必須としておりましたが、本認定回においては、新規認定申請のみ事前相談を必須とし、変更認定申請につきましては、事前相談を不要とします。

詳細につきましては、「別添1 企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の事前相談及び認定申請受付（第73回地域再生計画認定申請受付）における主な変更点等について」を御確認ください。

また、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（以下「地開金」という。）を記載した地域再生計画の事前相談を行う場合には、必ず事前相談前に「地域再生計画・支援措置一覧」に記載の事前確認問い合わせ先に対して事前確認を行い、当該支援措置の活用可否について回答を得てください。回答を得ていない場合、事前相談を受け付けることができない可能性があります。

※ 地開金を記載した地域再生計画については、新規認定申請として申請の手続きを行っていただく必要がありますので御留意ください。

(1) 事前相談期間

令和6年12月27日（金）～令和7年1月10日（金）17時

(2) 地域再生計画の作成等

企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画は、本事務連絡、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和6年12月27日一部改正）」、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和6年12月27日一部改正）」、「別添2 地域再生計画 記載例（企業版ふるさと納税）」を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成又は変更してください。

(3) 事前相談の方法

事前相談は、アに掲げる提出データを次の提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はイのとおりとしてください。）。提出データの様式は、必ずアに掲げる様式を使用してください（過去の認定回様式を使用することはできません。）。

ア 事前相談に係る提出データ等

活用する支援措置	提出データ	様式等 ※1	提出先
企業版ふるさと納税	地域再生計画	申請様式03_01	e.nintei.c3s@cao.go.jp 及び nintei.kifuru@cas.go.jp
	企業版ふるさと納税 チェックシート	申請様式 07	
	地方版総合戦略 ※2	貴団体作成のもの	

※1 申請様式03_02は、企業版ふるさと納税以外の支援措置（デジ田交付金及び第2世代交付金を除く。）を活用する事業に係る地域再生計画です。

※2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の総称。以下同じ。

イ メール件名

事前相談メールを送信するに当たっては、メール件名を次のとおりとしてください。

[メール件名]

活用する支援措置	申請区分	メール件名
企業版ふるさと納税	新規	【事前相談】【応援税制（新規）】 （〇〇県〇〇市）第73回地域再生計画

※ ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

（例）2分割する場合

【事前相談】【応援税制（新規）】（〇〇県〇〇市）第73回地域再生計画<1/2>

ウ データ送付方法

ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて、メールに添付することにより提出してください（ファイル転送サービスにつきましては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがあります。）。

4 認定申請

認定申請を、次のとおり受け付けます。

「5 軽微な変更の報告について」及び「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和6年12月27日一部改正）」5) ② 軽微な変更の記載に該当する場合は、それらの記載に従ってください。

(1) 認定申請受付期間

令和7年1月27日（月）～令和7年1月29日（水）17時

(2) 地域再生計画の作成等

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。本事務連絡、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和6年12月27日一部改正）」、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和6年12月27日一部改正）」、「別添2 地域再生計画 記載例（企業版ふるさと納税）」を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成又は変更してください。

(3) 認定申請の方法

認定申請は、(1)の期間中に、アに掲げる申請書類を提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はイのとおりとしてください。）。

また、提出データの様式は、必ずアに掲げる様式を使用してください（過去の認定回様式を使用することはできません。）。

なお、アに掲げる申請書類のほかにも、別途書類の提出が必要となる場合がございますので、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第1条、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和6年12月27日一部改正）」等を必ず御確認ください。

地域再生法第12条第1項の規定に基づき地域再生協議会を組織している地方公共団体におかれましては、地域再生計画の作成又は認定地域再生計画の変更に当たり、当該協議会で協議を行わなければならない、地域再生計画の認定申請（変更認定申請を含む。）に際しては、当該協議会における協議の概要を添付する必要があります。詳細は、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和6年12

月27日一部改正)」、「地域再生計画認定申請マニュアル(各論)(令和6年12月27日一部改正)」、「別添2 地域再生計画 記載例(企業版ふるさと納税)」を御確認ください。

ア 認定申請における申請書類等

申請書類	様式等 ※1	提出先
基礎データ表ver.57	申請様式01	e. nintei. c3s@cao. go. jp 及び nintei. kifuru@cas. go. jp
地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01又は02_02	
地域再生計画	申請様式03_01 (変更の場合は直近認定回で認定された計画のWordファイルを変更してください。)	
(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された計画のWordファイル ※2	
(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※3	申請様式04	
工程表 ※3	申請様式05	
企業版ふるさと納税チェックシート	申請様式07	
地方版総合戦略 ※3	貴団体作成のもの	

※1 同一の地域再生計画にデジ田交付金が併記されている場合は、最新のデジ田交付金の実施計画等も併せて提出してください。

※2 直近に軽微な変更の報告を行っている場合は、当該報告を行ったWordファイルを提出してください。

※3 変更認定申請の場合、当該書類に変更が生じる場合のみ提出してください。

イ メール件名

認定申請メールを送信するに当たっては、メール件名を次のとおりとしてください。

[メール件名]

活用する支援措置		申請区分	メール件名
1	企業版ふるさと納税	新規	【正式提出】【応援税制（新規）】 （〇〇県〇〇市）第73回地域再生計画
		変更	【正式提出】【応援税制（変更）】 （〇〇県〇〇市）第73回地域再生計画
2	同一の地域再生計画 に併記されているもの	変更	【正式提出】【併記（変更）】 （〇〇県〇〇市）第73回地域再生計画

※ ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

（例）2分割する場合

【正式提出】【応援税制（新規）】（〇〇県〇〇市）第73回地域再生計画<1/2>

(4) 認定申請に当たっての留意事項

ア データ送付方法

ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて、メールに添付することにより提出してください（ファイル転送サービスにつきましては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができない場合があります。）。

イ 基礎データ表

基礎データ表（申請様式01）は、ファイル名称に「ver. 57」と記載してある最新のものを使用してください（それ以前のものを受け付けることができません。）。

また、基礎データ表の記載事項の一部は、認定後に内閣府のホームページで公開されますので、記載内容に誤りのないよう御留意ください。

5 軽微な変更の報告について

地域再生法施行規則第11条の規定による内閣総理大臣の認定を要しない地域再生計画の軽微な変更（地域再生計画認定申請マニュアルに基づく軽微な変更）の報告方法につきましては、別途事務連絡にて通知します。

なお、当該変更を行う場合は、地域再生法第7条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を要しません。

- a) 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
b) まち・ひと・しごと創生交付金（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ））を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更
c) a)、b)のほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更
- このうち、c)の「地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、支援措置ごとに規定されている場合がありますので、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各支援措置に係るガイドライン等を参照願います。
- （「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和6年12月27日一部改正）」5）② 軽微な変更 抜粋）

6 その他

(1) 認定申請書類の受理状況の確認

御提出いただいた認定申請書類について、次の「当事務局からの受理連絡期日」までに当事務局からメール等による連絡がない場合、当該書類は受理されていない可能性がありますので、速やかに次の【問い合わせ先】①まで御連絡ください。「申請主体からの受理状況確認期日」以降に御連絡をいただいても、受理状況の確認は行わないため、当事務局から受理連絡がない場合には、必ず申請主体からの受理状況確認期日までに受理状況の確認を行ってください。

事前相談	当事務局からの 受理連絡期日	令和7年1月24日（金） 17時まで
	申請主体からの 受理状況確認期日	令和7年1月28日（火） 17時まで
認定申請	当事務局からの 受理連絡期日	令和7年3月3日（月） 17時まで
	申請主体からの 受理状況確認期日	令和7年3月5日（水） 17時まで

(2) PDCAサイクルの適切な管理

企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の認定を受けた場合には、当該地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、当該地域再生計画で設定したKPIによって、計画の進捗状況を検証すること等により、定期的にフォローアップを行ってください。

なお、事業の実施状況等を鑑み、KPIの見直しが必要と判断される場合には、当該地域再生計画の変更認定申請を御検討ください。

【問い合わせ先】

① 地域再生計画に関すること

内閣府地方創生推進事務局 地域再生計画認定担当

TEL : 03-5510-2475

E-mail : e.chiiki@cao.go.jp

※ 地域再生計画の事前相談及び認定申請（変更認定申請を含む。）につきましては、e.nintei.c3s@cao.go.jpに送付してください。

② 企業版ふるさと納税の事業内容に関すること

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 企業版ふるさと納税担当

TEL : 03-6257-1463 つながらない場合、03-6257-1421

E-mail : kigyou-furusato@cas.go.jp

※ 地域再生計画の事前相談及び認定申請（変更認定申請を含む。）につきましては、nintei.kifuru@cas.go.jpに送付してください。

【添付資料】

- ・ 別添1 企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の事前相談及び認定申請受付（第73回地域再生計画認定申請受付）における主な変更点等について
- ・ 別添2 地域再生計画 記載例（企業版ふるさと納税）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和6年12月27日一部改正）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和6年12月27日一部改正）
- ・ 様式等一式